備考

1　本体は、黒色革製二つ折りとし、黒色のひもを付ける。

2　身分証入れは、無色透明のプラスチック製とし、身分証に表示された事項を外側から確認できるものとする。

3　身分証は、プラスチック製とし、脱帽上半身正面の写真を印刷し、又は貼り付け、ホログラムにより旭日の中にI及びAを組み合わせたマークの紋章を表示する。

4　「○○入国管理局　○○Immigration Bureau」の部分には、所属の入国者収容所名又は地方入国管理局名を表示するものとする。

5　「入国○○　Immigration○○」の部分には、入国審査官にあっては入国審査官　Immigration Inspector、入国警備官にあっては入国警備官　Immigration Control Officerを表示する。

6　記章は、金属製とし、「IMMIGRATION」、「JAPAN MINISTRY OF JUSTICE IMMIGRATION BUREAU」及び「入国管理局」の文字を黒色、その他の部分を金色、銀色又は濃紺色で表示する。

規　則

○公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第五十二条第一項（同法第六十二条第四項において読み替えて準用する場合並びに第六十四条第四項及び第七十条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会の意見聴取に関する規則を次のように定める。

平成二十七年一月二十一日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会の意見聴取に関する規則

（この規則の趣旨・定義）

第一条　公正取引委員会（以下「委員会」という。）が行う意見聴取の手続については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十五条の四及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第百八条において準用する場合を含む。以下「法」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2　この規則において使用する用語であって、法において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。

（期間の計算）

第二条　期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定に従う。

2　期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

（用語）

第三条　意見聴取の手続においては、日本語を用いる。

2　日本語に通じない者が陳述をしようとする場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。

3　法第五十四条第二項又は法第五十五条（これらの規定を法第六十二条第四項において読み替えて準用する場合又は法第六十四条第四項若しくは法第七十条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する証拠が日本語で作成されていないときは、当該証拠により証明しようとする事実に関する部分についてその日本語による翻訳文を添付しなければならない。

（公示送達の方法）

第四条　委員会は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

（文書の作成）

第五条　意見聴取の手続において作成する文書には、年月日を記載して記名押印しなければならない。

（文書の訂正）

第六条　意見聴取の手続において文書を作成するには、文字を改変してはならない。文字を加え、削り、又は欄外に記載したときは、これに認印しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

（ファクシミリ装置を用いた文書の提出）

第七条　意見聴取の手続において提出する文書は、次に掲げるものを除き、ファクシミリ装置を用いて送信することにより提出することができる。

一　法第五十五条（法第六十二条第四項において読み替えて準用する場合又は法第六十四条第四項若しくは法第七十条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する陳述書及び証拠

二　第十一条第一項及び第二項に規定する書面その他の意見聴取の手続上重要な事項を証明する文書

2　ファクシミリ装置を用いて文書が提出された場合は、委員会が受信した時に、当該文書が委員会又は指定職員に提出されたものとみなす。

3　委員会又は指定職員は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、ファクシミリ装置を用いて文書を提出した者に対し、送信に使用した文書を提出させることができる。

（情報の電磁的方法による提供）

第八条　指定職員は、必要があると認める場合において、当事者が指定職員に提出した書面又は提出しようとする書面に記載した情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を有しているときは、当該当事者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって指定職員の定めるものにより指定職員に提供することを求めることができる。

（意見聴取の通知）

第九条　法第五十条第一項の規定による通知は、排除措置命令の名宛人となるべき者に対し、同項各号及び同条第二項各号に掲げる事項、事件名並びに意見聴取に係る事件について委員会の認定した事実を立証する証拠の標目を記載した文書を送達して行うものとする。

（意見聴取の期日等の変更）

第十条　委員会が法第五十条第一項の規定による通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、指定職員に対し書面で意見聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2　前項の申出については、その理由を記載した申出書を指定職員に提出して行うものとする。

3　指定職員は、第一項の申出により、又は職権により、意見聴取の期日又は場所を変更することができる。

4　指定職員は、前項の規定により意見聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、書面でその旨を当事者に通知しなければならない。

5　前四項の規定は、指定職員が法第五十六条第二項（法第五十九条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による通知をした場合について準用する。